

ページ	第5章「次世代育成支援の展開」の事業番号など	変更前	変更後
7	修正	上部の表中、地域福祉計画・地域福祉活動計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康太子21、その他の関連計画のレイアウト（横書き）	地域福祉計画・地域福祉活動計画の場所を、太子町子ども・子育て支援事業計画と障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の上にし、縦書きに変更
	修正	整合	関連計画と整合を図る
22	削除	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実績値施設数（か所）	
23	削除	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の実績値施設数（か所）	
25	修正	一番上の■、～学校に引き継ぎを行っているが、その後の支援や対応を継続できていないケースがある。	～学校と綿密な連携が必要。
26	一部削除	一番下の■、リピーターが多く新規参加者が少ないので	新規参加者が少ないので
28	修正	上から2番目の■、訪問が必要な家庭が拒否的な場合は、	訪問につながらない場合は、
	削除	上から6番目の○の右欄、■理解度が保護者によって違うため、支援が必要な保護者については、家庭訪問での環境確認等の個別の関わりが必要	
29	修正	上から4番目の○欄 多子世帯保育料補助事業	多子世帯等保育料補助事業
	削除	上から6番目の○の右欄、■贈呈時に行っているアンケート調査の回答率が低いことが課題 一番下の○の右欄、■財源の資金が枯渇するため、令和7年度以降、クラブ活動費等の経費をできる限り一般会計化する必要がある	
30	修正	上から3番目の○の右欄、 ■リーダーの組織運営や事業実施に対する意識が低い ■運営に十分なリーダーを確保できない	■事業実施に向けて新たなリーダーの確保と育成を図る必要がある

33	削除	下から4番目の○の右欄、■幼稚園でのみの実施なので、小中学校で講習会を実施していくことが課題	
		下から3番目の○の右欄、■小中学校の児童・生徒に向けた防犯教室を実施していくことが課題	
36	修正	上から5番目の○の右欄、■～依然として予断を許さない状況	～注視していく必要がある
		上から8番目の○の右欄、■～勤務日数と勤務形態の再考が必要	～人材の確保が課題
40	追加		<p>■こどもの貧困対策やヤングケアラーへの支援体制の充実 貧困の状態にある子どもや家庭は、社会的に孤立している場合や必要な支援が受けられない状況にあることが多くあります。また、ヤングケアラーは本人や家族にその自覚がないことや家庭内の事情であるため相談等がしづらい等の理由により、その存在が表面化しにくいことがあります。</p> <p>こどもの貧困対策やヤングケアラーの問題については、多くの場合で家庭内だけではなく社会的な要因も含めた複合的な課題を抱えており、福祉・教育・医療等の分野横断的な支援が求められます。</p> <p>そのため、町全体で福祉・教育・医療等の関係機関の連携強化を図るとともに、町の社会資源の確保及び充実に努めることで、対象となる子どもや家庭を早期に発見し、必要な支援等につなげていく支援体制の充実を図ることが重要です。</p>
52	修正	(6) 町独自制度について 今後も完全無償化に向けた取り組み	今後も保護者の負担軽減に向けた取組
54	移動	P.55【3号認定(0歳)の量の見込みと確保方策】 【3号認定(1歳)の量の見込みと確保方策】	P.54(2) 幼児期の保育に関する事業 【2号認定の量の見込みと確保方策】の下に 【3号認定(0歳)の量の見込みと確保方策】 【3号認定(1歳)の量の見込みと確保方策】
55	移動	P.55【3号認定(2歳)の量の見込みと確保方策】 【3歳未満児の保育利用率】 P.56 4-2.各認定区分の推進の方向性	P.55【3号認定(2歳)の量の見込みと確保方策】 【3歳未満児の保育利用率】を上に 4-2.各認定区分の推進の方向性
56	移動	P.57 5.教育・保育の一体的提供と推進体制	P.56 5.教育・保育の一体的提供と推進体制 以下、1ページずつ繰り上がり
57	修正	6-1.利用者支援事業 【今後の方向性】3行目 こども家庭センターを中学校区に1か所設置し、	こども家庭センターを設置し、

58	追記	6-2.時間外保育事業（延長保育事業） 表の確保方策	確保方策の右側に「実人数」、「施設数」を追加
60	修正	6-4.子育て短期支援事業 【今後の方向性】 利用目的にレスパイトが追加されたことによりニーズ量の増加が見込まれること、また、利用中の児童の通学・通園を可能にするためにも、近隣市町村の事業者確保に努めていきます。	現在町内外の事業者で7施設を確保しています。利用目的にレスパイトが追加されたことによりニーズ量の増加が見込まれること、また、利用中の児童の通学・通園を可能にするためにも、 <u>町内1か所の施設に加え、近隣市町村の事業者確保に努めていきます。</u>
	修正	■ショートステイ ■トワイライトステイ 表の確保方策 実施か所数	施設数（町内） 施設数（町外）
61	修正	6-5.地域子育て支援拠点事業 【今後の方向性】 本町では、各小学校区1か所として認定こども園に1か所、 <u>町立幼稚園内に1か所の合計2か所において事業を実施しています。</u> 引き続き、事業の周知に努め、保護者が気軽に集い、育児相談や相互交流機会の確保等、子育ての不安や悩みを軽減できるよう、地域の子育て家庭を支援していきます。また、事業の質の向上に努め、親子が気軽に参加でき、共に楽しみ、児童の成長を実感できるような運営に努めます。	本町では、 <u>2か所において事業を実施しています。</u> 引き続き、事業の周知に努め、保護者が気軽に集い、育児相談や相互交流機会の確保等、子育ての不安や悩みを軽減できるよう、地域の子育て家庭を支援していきます。また、事業の質の向上に努め、親子が気軽に参加でき、共に楽しみ、児童の成長を実感できるような運営に努めます。なお、今後新しく始まる乳児等通園支援事業や一時預かり事業（一般型）の状況を踏まえ、あり方を検討していきます。
	修正	6-6.一時預かり事業 【今後の方向性】2行目 在園児以外を対象とした一時預かりについては、実施に向けて整備していきます。 表の確保方策 上記以外	在園児以外を対象とした一時預かり（一般型）については、実施に向けて整備していきます。 施設数
62	追記	6-7.病児・病後児保育事業 【今後の方向性】 病児・病後児保育については、近隣市町村との調整を行い実施に向けて整備していきます。	引き続き町内1施設において体調不良児型を実施していきます。また、 <u>病児・病後児対応型については、近隣市町村との調整を行い実施に向けて整備していきます。</u>
	追加		■病児・病後対応型の表を追加
	修正	■体調不良児型 表の確保方策 実施か所数	施設数

63	修正	6-9.妊産婦健康診査事業	6-9.妊産婦及び乳幼児健康診査事業
	追記	【今後の方向性】3行目 啓発及び提供体制を確保します。	啓発及び提供体制を確保します。また、胎児や出産後の乳幼児の発育発達をスクリーニングし早期に医療につなぐことができるよう健康診査体制の整備に努めます。さらに、受診記録の電子化等を検討していきます。
	追記	6-10.乳児家庭全戸訪問事業 【今後の方向性】2~3行目 産後うつアンケートの結果から、専門職による更なる支援及び適切な子育てのために	産後うつアンケートの結果から、保健師などの専門職による更なる支援及び適切な子育てのために
64	一部削除	6-11.養育支援訪問事業及びその他要保護児童等の支援に資する事業	6-11.養育支援訪問事業
	修正	【今後の方向性】 引き続き、児童の養育について支援が必要なすべての家庭に対し、保健師等の訪問活動を通じて育児の悩み相談等に対する助言を行い、適切な養育の実施の確保に努めます。	引き続き、児童の養育について支援が必要なすべての家庭に対し、訪問活動を通じて育児の悩み相談等に対する助言を行い、適切な養育の実施ができるよう保健師・助産師等の人材確保に努めます。
	修正	6-12.子育て世帯訪問支援事業 【今後の方向性】 令和6年4月より子育て世帯訪問支援事業を開始しており、家事・育児支援が必要と判断したすべての家庭に対して実施します。	家事・育児支援が必要と判断したすべての家庭に対して実施します。訪問支援員は、ヘルパーなどの有資格者と地域の子育て経験者が一定の研修を受講して登録された者を養成します。利用者のニーズに合わせてより地域での子育てを応援していく取り組みを進めていきます。
65	修正	6-13.児童育成支援拠点事業 表の右上(人) 確保方策	(人、か所) 確保方策(実施か所数)
66	追記	6-15.妊婦等包括相談支援事業 妊婦等に対して面談や訪問等を実施し、 【今後の方向性】 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに対応した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援と一体として定期的な面談や訪問により、より信頼関係を築くために実施します。また、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない産婦及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	妊婦等に対して面談や訪問・教室等を実施し、 【今後の方向性】 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに対応した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援と一体として定期的な面談や訪問により、より良い信頼関係を築くために実施します。また、産前からの育児教室や産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない産婦及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを専門職によるサポートプランを作成しを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。
	修正	表の確保方策 こと家庭センター、上記以外	保健センター(こと家庭センター) ※上記以外を削除

67	修正	6-16.乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【今後の方向性】 令和8年4月からの事業開始に向けて	令和7年度中の事業開始に向けて
	追記	表の0歳、1歳、2歳の量の見込み、確保方策	0歳、1歳、2歳それぞれの「対象児童数」を追加
	追加		表の下部 ※年間延べ人数（量の見込みの手引きにより算出。8時間利用を1日とカウントしている）
68	追記	6-17.産後ケア事業 【今後の方向性】 現在、宿泊（ショートステイ）型と通所（デイサービス）型の事業実施となっています。今後も支援を必要とするすべての方が利用できるよう、実施機関の確保に努め、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を継続します。	現在、宿泊（ショートステイ）型と通所（デイサービス）型の事業実施となっています。今後も支援を必要とするすべての方が利用できるよう、より安心できる自宅でのサービス利用ができるアウトリーチ型も検討し、実施機関の確保に努め、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を継続します。
69	修正	（3）多様な主体の参入促進事業 保育の受け皿拡大や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を図るにあたっては、多様な事業者の能力を生かしながら事業の整備を促進していくことが大切であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。	保育の受け皿拡大や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を図るに当たっては、こども家庭センターによるニーズ把握を継続して行いながら地域資源の開拓を進めるとともに、多様な事業者の能力を生かしながら事業の整備を促進していくこと、すなわちボランティア人材の発掘や育成と合わせて新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。
73~91	追加		表の取組内容の右側に「担当課」を追加
73	1	事業名 <u>こども家庭センター</u>	<u>こども家庭センター</u> <u>（子育て世代包括支援センター）</u>
74	6	取組内容4行目 <u>相談支援や必要な支援・サービスつなげます。</u>	<u>相談支援や必要な支援・サービスつなげます。</u>
75	20	事業名 <u>赤ちゃん会</u>	<u>赤ちゃん会</u> びらす

77	47	事業名 多子世帯保育料補助事業	多子世帯等保育料補助事業
	48	取組内容2行目 4,800円	月4,800円
	50	事業名 妊婦のための支援給付交付金事業	よりそいサポート事業
	51	事業名 出産・子育て応援ギフト交付事業	事業名 妊婦のための支援給付交付金事業
78	4	事業名 子どもの人権を守る部会コンサート	子どもの人権を守る部会冬のイベント
		取組内容 大人と子どものふれあいを目的として、 <u>コンサート等</u> を実施します。	大人と子どものふれあいを目的として、 <u>冬のイベント</u> を実施します。
82	5	事業名 再掲 赤ちゃん会	再掲 赤ちゃん会ぷらす
88	修正・追記	施策の方向性(3)子どもの人権と権利擁護の推進 3行目 支援等の充実に努めます。	支援等の充実に努めるとともに、子どもが自らのことについて意見を形成し、表明することや社会に参画することへの支援を検討します。
	5	取組内容2行目 適応指導教室	児童生徒支援教室
89	6	事業名 適応指導・教育相談事業	児童生徒支援・教育相談事業
		取組内容2行目 適応指導教室	児童生徒支援教室
90	5、6、7	No.6、7、8	No.5、6、7
91	8	No.5	No.8
95~ 98	追加		表の取組内容の右側に「担当課」を追加
96	6		「居場所づくり」を追加
98	1	事業名 再掲 多子世帯保育料補助事業	多子世帯等保育料補助事業
	3、5、6	No.2、3、4	No.3、5、6
	2、4、7		No.2 再掲 副食費補助事業 No.4 再掲 妊婦のための支援給付交付金事業 No.7 再掲 子ども医療費助成制度 を追加